

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成23年2月10日(2011.2.10)

【公表番号】特表2003-511223(P2003-511223A)

【公表日】平成15年3月25日(2003.3.25)

【出願番号】特願2001-527930(P2001-527930)

【国際特許分類】

B 05 C	17/005	(2006.01)
B 25 H	3/02	(2006.01)
F 04 B	41/00	(2006.01)

【F I】

B 05 C	17/005	
B 25 H	3/02	
F 04 B	41/00	C

【誤訳訂正書】

【提出日】平成22年12月15日(2010.12.15)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0017

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0017】

【発明の実施の形態】

図に示された工具箱10は、蓋12および施錠手段13の付いた容器11から成る。容器11は、オプションとして滑走材(スキッド)14aの付いた底部14、端壁15および16、ならびに側壁17および18から成る。容器11の内部または底部14付近には電動空気圧縮機19が取り付けられている。端壁15および16には空気孔20および21が設けられている。容器は、耐衝撃性ポリマーを用いてクラムシェル型に成形し、底端にヒンジ70を取り付けることが望ましい。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0018

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0018】

容器11内部の電気回路は、引き出し線によって取付け具22aから主電源まで接続できるよう調整された接続ボックス22を含む。ボックス22から圧縮機19の電気端子まで、オン・オフスイッチ25を通る線が引かれている。線26は、1つ以上の汎用コンセント27と接続ボックス22とを接続する。スイッチ25は、圧縮機19をオフにした時に汎用コンセント27に電気を供給するためのものである。たとえば、ライトを汎用コンセント27に接続すれば、圧縮機を同時に作動させることなくライトを使用することができる。電気回路には、小型回路遮断機および漏電遮断器を組み込むこともできる。